

議案件名（令和2年第3回定例会）

予算案	3件（補正予算3件）
条例案	9件（一部改正9件）
一般議案	8件（町の区域及び名称の変更1件、財産の取得2件、工事請負契約1件、損害賠償額の決定及び和解3件、市道路線の認定1件）
決算関連議案	1件（未処分利益剰余金の処分1件）
決算の認定	18件
<hr/>	
計	39件

（ 予 算 案 ）

- 1 令和2年度千葉市一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和2年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（ 条 例 案 ）

- 1 千葉市市税条例の一部改正について（財政局 税務部 税制課）

地方税法の一部改正を踏まえ、相続に伴う土地又は家屋の現所有者による申告義務を定めるほか、所要の改正を行う。

(1) 地方税法の一部改正によるもの

ア 土地又は家屋について、登記簿又は課税台帳上の所有者が死亡した場合に、当該土地又は家屋の現所有者(相続人等)に対して、自身が現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに住所、氏名等を申告しなければならないこととし、不申告者に対しては10万円以下の過料を科すこととする。

イ 固定資産の所有者について、相当な努力を払ってもなおその所有者が不明である場合には、当該固定資産の使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することとする。

ウ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等した文化芸術・スポーツイベントであって国が指定したものについて、チケット等を購入した観客等がその払戻しを受けることを辞退した場合に、当該チケット等の金額分を個人市民税の寄附金税額控除の対象とする。

(2) 地方税法に基づき、新たに定めるもの

前年の合計所得金額が45万円以下の者について、個人市民税の申告義務を免除する。

(3) 施行期日 R3. 1. 1

(4) 法改正 R2. 4. 1ほか

- 2 千葉市国民健康保険条例及び千葉市介護保険条例の一部改正について
(保健福祉局 医療衛生部 健康保険課)
(保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課)

国民健康保険料及び介護保険料の徴収猶予期間を1年以内とする。

- (1) 国民健康保険料と介護保険料の滞納整理事務を市税の滞納整理事務と一体的に実施することに伴い、両保険料の徴収猶予期間を市税の徴収猶予期間に合わせて1年以内とする。
(現行:6月以内)
- (2) 施行期日 R2.10.1

- 3 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正について
(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、立入調査等の規定を削る。

- (1) 国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)の認定事業の用に供する施設等への立入検査等が規定されたことから、条例に規定する立入調査等の規定を削る。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 法改正 R2.9.1施行

4 母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)

助成方法を現物給付方式に改めるとともに、助成対象を拡大する。

- (1) 助成方法を、現物給付方式(医療機関の窓口で受給券を提示することにより、医療費を支払うことなく受診することができる方法)に改める。
- (2) 児童扶養手当法施行令に定める一定の程度の障害の状態にある者については、20歳に達する日までを助成対象とする。(現行:18歳に達する日以後最初の3月31日まで)
- (3) 養育者(父母が死亡した等の児童と同居し、これを監護し、かつ、その生計を維持する者)を助成対象に加える。
- (4) 県に合わせて助成制度の名称を変更することから、条例の題名を改める。
(改正後)ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
- (5) 施行期日 R2.11.1

5 千葉市立小学校設置条例の一部改正について
(教育委員会事務局 学校教育部 学事課)

大宮小学校及び大宮台小学校を統合し、大宮小学校とする。

- (1) 大宮小学校の位置 若葉区大宮台7丁目8番1号
- (2) 施行期日 R3.4.1

6 千葉市立中学校設置条例の一部改正について
(教育委員会事務局 学校教育部 学事課)

高洲第一中学校及び高洲第二中学校を統合し、新たに高洲中学校を設置する。

- (1) 高洲中学校の位置 美浜区高洲2丁目3番18号(高洲第一中学校の位置)
- (2) 施行期日 R3.4.1

7 千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例の一部改正について
(都市局 都市部 交通政策課)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、地域公共交通網形成計画の名称を変更する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、地域公共交通活性化協議会において調査審議する「地域公共交通網形成計画」の名称を「地域公共交通計画」に変更する。

※地域公共交通計画

地域公共交通網形成計画が目指した「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」に加え、地域における輸送資源を総動員することで地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保し、地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

- (2) 施行期日 公布の日又は法改正の施行の日のいずれか遅い日
(3) 法改正 公布の日(R2.6.3)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

8 千葉市営住宅条例の一部改正について (都市局 建築部 住宅整備課)

大宮町第1団地を廃止する。

- (1) 施設の老朽化に伴い、大宮町第1団地を廃止する。
ア 位置 若葉区大宮町1075番地
イ 構造(戸数) 木造平屋建5棟、準耐火構造平屋建10棟、2階建3棟(58戸)
ウ 建設時期 S40年度
(2) 施行期日 R2.11.1

9 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

蘇我スポーツ公園に第3多目的グラウンドを設置するとともに、円形野球場の供用時間を変更する。

(1) 蘇我スポーツ公園に第3多目的グラウンドを設置する。

ア 施設の概要

- ・面積 約30,000㎡
- ・施設 パークゴルフ・ターゲットバードゴルフ場18ホール
グラウンドゴルフ場16ホール
- ・供用時間 午前9時から午後5時まで

イ 管理

指定管理者による管理(R7.3.31までに限り非公募)

ウ 利用料金の上限額

(ア) 専用使用

区 分		半日	1日
アマチュア	全面	22,500円	45,000円
	グラウンドゴルフ場のみ	7,000円	14,000円
アマチュア以外が使用する時	全面	45,000円	90,000円

(イ) 個人使用

a パークゴルフ・ターゲットバードゴルフ

区 分	1回につき	1日につき
一般	300円	900円
小・中・高校生	150円	450円

b グラウンドゴルフ

区 分	2時間まで
一般	300円
小・中・高校生	150円

(2) 照明設備の設置に伴い、蘇我スポーツ公園の円形野球場の供用時間を変更するとともに照明設備の利用料金の上限額を定める。

ア 供用時間 午前9時から午後5時まで→午前9時から午後9時まで

イ 照明設備の利用料金の上限額 1時間につき3,200円

(3) 施行期日 (1)については規則で定める日(指定管理者の指定の手続については、公布の日)、(2)についてはR3.4.1

(一 般 議 案)

1 町の区域及び名称の変更について (市民局 市民自治推進部 区政推進課)

緑区平山町の区域の一部を辺田町の区域に変更する。

(1) 変更の理由

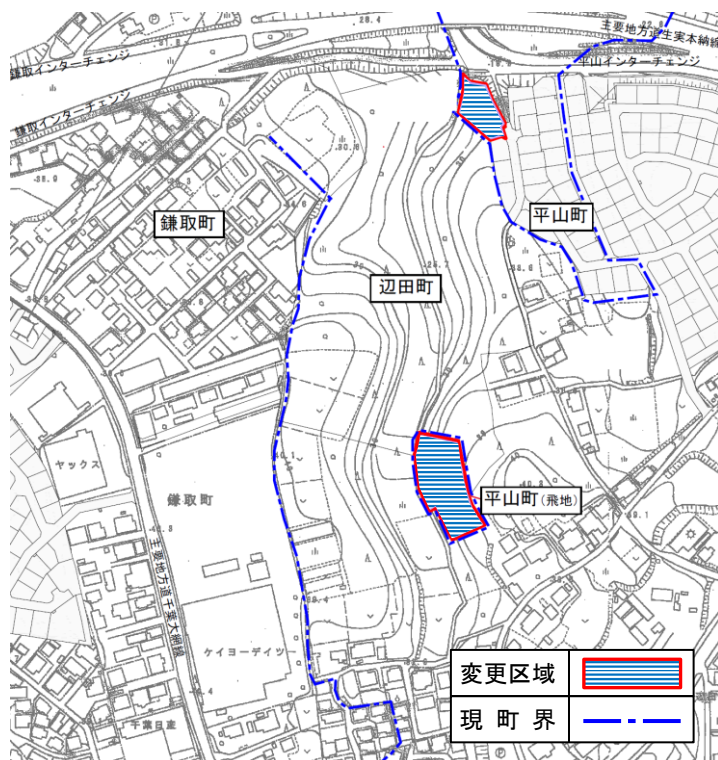
緑区辺田町及び平山町の一部において宅地開発が行われており、現在そのまま居住が開始されると、同じ生活圏内で複数の町名が存在することとなり、住民の生活に混乱が生じるおそれがあるため、町の区域及び名称を変更する。

(2) 変更する面積

町 名	変更前 (ha)	変更後 (ha)	増減 (ha)
辺 田 町	163. 24	163. 44	0. 2増
平 山 町	540. 12	539. 92	0. 2減

※ 宅地開発事業の概要

- ・ 工事予定期間 R2. 1～R2. 11
- ・ 開発区域の面積 約3. 31ha
- ・ 予定建築物の用途 専用住宅(110区画を予定)



2 財産の取得について(G I G Aスクール用パーソナルコンピュータ)
(教育委員会事務局 学校教育部 教育改革推進課)

取得財産	G I G Aスクール用パーソナルコンピュータ (1)パーソナルコンピュータ 76,949台
取得予定価額	3,681,883,700円

- (1) 取得の相手方 Sky株式会社
(2) 納入場所 市立小学校(110校)、市立中学校(55校)、市立特別支援学校(2校)、教育センター

3 財産の取得について(G I G Aスクール用電源キャビネット)
(教育委員会事務局 学校教育部 教育改革推進課)

取得財産	G I G Aスクール用電源キャビネット (1)パーソナルコンピュータ44台用電源キャビネット 2,243台 (2)パーソナルコンピュータ22台用電源キャビネット 168台
取得予定価額	215,533,010円

- (1) 取得の相手方 リコージャパン株式会社販売事業本部千葉支社千葉BP・GE営業部
(2) 納入場所 市立小学校(108校)、市立中学校(54校)、市立特別支援学校(2校)、教育センター

※電源キャビネット パーソナルコンピュータの充電・保管庫で、各教室に設置。輪番充電機能により、既存の電気設備を改修することなく、消費電力を一定水準で抑制しつつ順次充電可能。

4 工事請負契約について(千葉市蘇我スポーツ公園多目的広場人工芝改修工事)
(都市局 公園緑地部 公園管理課)

施工場所	中央区川崎町2番18
工事概要	(1)敷地造成工一式 (2)公園施設等撤去工一式 (3)グラウンド・コート舗装工一式
契約方法	制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
契約金額	435,600,000円
工期	契約締結日の翌日から160日間
請負者	清水・白川土建建設共同企業体

- (1) 蘇我スポーツ公園多目的広場(フクダ電子スクエア)は、供用開始から12年が経過し、人工芝の経年劣化が進行していることから、改修を行う。
(2) 供用開始 R3.4(予定)

5 損害賠償額の決定及び和解について (総務局 総務部 人事課)

千葉市が相手方と締結した「千葉市人事給与情報システム機器等賃貸借契約」について、新システムの稼働に伴い、賃貸借物件が不要となることから、当該契約の一部を変更して契約期間を短縮した件について、損害賠償の額を定め、和解する。

- (1) 相手方 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
株式会社JECC
専務取締役 依田 茂
- (2) 主な和解内容
ア 千葉市は、本件事件による相手方の損害について、13,826,024円の賠償義務があることを認める。
イ 千葉市は、アに記載する相手方の損害額を、令和2年10月末日までに、相手方に支払う。

6 損害賠償額の決定及び和解について

(教育委員会事務局 教育総務部 教育給与課)

千葉市が相手方と締結した「人事給与情報システム機器等賃貸借契約」について、新システムの稼働に伴い、賃貸借物件が不要となることから、当該契約の一部を変更して契約期間を短縮した件について、損害賠償の額を定め、和解する。

(1) 相手方 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
株式会社JECC
専務取締役 依田 茂

(2) 主な和解内容

ア 千葉市は、本件事件による相手方の損害について、13,280,320円の賠償義務があることを認める。

イ 千葉市は、アに記載する相手方の損害額を、令和2年10月末日までに、相手方に支払う。

7 損害賠償額の決定及び和解について(建設局 土木部 若葉土木事務所管理課)

市道において、台風による降雨を排水しきれず、雨水が道路の沈下していた部分に集中し、市道の法面に流出・浸透したことにより、当該法面が崩落し、相手方が所有する家屋に損害を生じさせた件について、損害賠償の額を定め、和解する。

(1) 事故発生日 R元.9.9

(2) 相手方 若葉区在住者

(3) 主な和解内容

ア 千葉市は、本件事故による相手方の損害について、16,579,648円の賠償義務があることを認める。

イ 千葉市は、アに記載する相手方の損害額を、令和2年10月14日までに、相手方に支払う。

認 定 31路線

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う路線の認定

(決算関連議案)

- 1 令和元年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(建設局 下水道管理部 下水道経営課)

未処分利益剰余金 2, 592, 144, 598 円のうち 1, 142, 653, 245 円を減債積立金に積み立て、1, 449, 491, 353 円を資本金に組み入れる。

- (1) 未処分利益剰余金について、一部を企業債の償還に充てるため減債積立金に積み立てるとともに、令和元年度に企業債償還に使用した減債積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる。

(決算の認定)

- 1 決算の認定について

}

18

(令和元年度の一般会計、14特別会計、3企業会計の各会計の決算の認定)